

子ども・子育て支援対策調査 特別委員会報告資料【追加】

令和5年8月23日

報告事項件名

頁

- | | | |
|---|--|---|
| 1 | 【追加】学童保育室等の運営事業者による職員配置の不適正な取り扱いについて・・・・・・・・・・・・・・・・ | 2 |
|---|--|---|

(地域のちから推進部)

子ども・子育て支援対策調査特別委員会報告資料

令和5年8月23日

件名	【追加】学童保育室等の運営事業者による職員配置の不適正な取り扱いについて								
所管部課名	地域のちから推進部 住区推進課、総務部 契約課、福祉部 高齢者施策推進室 地域包括ケア推進課、子ども家庭部 こども支援センターげんき こども家庭支援課								
内容	<p>区内で学童保育室等の運営を行なっている「労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団」(以下、「ワーカーズコープ」という。)から「区内学童保育室で職員配置の不適正な取り扱いがあった」との報告を受けた。これまでの経過及び対応状況について、次のとおり報告する。</p> <p>1 経過</p> <table border="1" data-bbox="416 752 1422 1715"> <thead> <tr> <th data-bbox="416 752 722 797">日付</th> <th data-bbox="722 752 1422 797">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="416 797 722 965">令和5年 7月21日(金)</td> <td data-bbox="722 797 1422 965">(1) ワーカーズコープから「新宿区において運営している学童保育室等の職員配置について、新宿区に対して虚偽の報告を行っていた」との報告を受けた。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="416 965 722 1256">7月27日(木)～ 8月3日(木)</td> <td data-bbox="722 965 1422 1256">(1) ワーカーズコープから「新宿区における虚偽報告の内容」及び「新宿区以外の自治体についても実態調査を実施している」との説明を受けた。 (2) 区からワーカーズコープに対し、区内の学童保育室等については、早急に適正な職員配置を行なうよう指導した。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="416 1256 722 1715">8月4日(金)</td> <td data-bbox="722 1256 1422 1715">(1) ワーカーズコープから調査報告書(一次報告)の提出を受けた。 (2) この調査報告書により区内5施設の学童保育室において職員配置の不適正な取り扱いがあったことが判明した。 (3) 8月1日からは適正な職員配置となっているとの報告を併せて受けた。 (4) 新宿区の事案を対象に、ワーカーズコープを令和5年7月13日から3か月間(令和5年10月12日まで)指名競争入札参加資格を停止とした。</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 ワーカーズコープからの報告概要(一次報告) (調査対象期間: 令和4年4月1日～令和5年6月30日)</p> <p>(1) 学童保育室</p> <p>ア ワーカーズコープによる調査項目</p> <p>(ア) 放課後児童支援員有資格者の配置基準を満たしているか。</p> <p>(イ) 各事業について区と締結している協定書、仕様書等の職員配置基準を満たしているか。</p> <p>(ウ) 全職員の勤務シフト表と出勤状況が区への報告と一致しているか。</p>	日付	内容	令和5年 7月21日(金)	(1) ワーカーズコープから「新宿区において運営している学童保育室等の職員配置について、新宿区に対して虚偽の報告を行っていた」との報告を受けた。	7月27日(木)～ 8月3日(木)	(1) ワーカーズコープから「新宿区における虚偽報告の内容」及び「新宿区以外の自治体についても実態調査を実施している」との説明を受けた。 (2) 区からワーカーズコープに対し、区内の学童保育室等については、早急に適正な職員配置を行なうよう指導した。	8月4日(金)	(1) ワーカーズコープから調査報告書(一次報告)の提出を受けた。 (2) この調査報告書により区内5施設の学童保育室において職員配置の不適正な取り扱いがあったことが判明した。 (3) 8月1日からは適正な職員配置となっているとの報告を併せて受けた。 (4) 新宿区の事案を対象に、ワーカーズコープを令和5年7月13日から3か月間(令和5年10月12日まで)指名競争入札参加資格を停止とした。
日付	内容								
令和5年 7月21日(金)	(1) ワーカーズコープから「新宿区において運営している学童保育室等の職員配置について、新宿区に対して虚偽の報告を行っていた」との報告を受けた。								
7月27日(木)～ 8月3日(木)	(1) ワーカーズコープから「新宿区における虚偽報告の内容」及び「新宿区以外の自治体についても実態調査を実施している」との説明を受けた。 (2) 区からワーカーズコープに対し、区内の学童保育室等については、早急に適正な職員配置を行なうよう指導した。								
8月4日(金)	(1) ワーカーズコープから調査報告書(一次報告)の提出を受けた。 (2) この調査報告書により区内5施設の学童保育室において職員配置の不適正な取り扱いがあったことが判明した。 (3) 8月1日からは適正な職員配置となっているとの報告を併せて受けた。 (4) 新宿区の事案を対象に、ワーカーズコープを令和5年7月13日から3か月間(令和5年10月12日まで)指名競争入札参加資格を停止とした。								

イ ワーカーズコープによる調査結果概要

ワーカーズコープが運営する学童保育室10施設のうち5施設において(ア)～(ウ)に「問題あり」との報告があった。

ウ 「問題あり」と報告を受けた学童保育室

No.	施設名	調査項目(ア)	調査項目(イ)	調査項目(ウ)
1	新田学園第二学童保育室	基準を満たさず	基準を満たさず	一致しない日数 306日
2	さかえっこ学童保育室	基準を満たさず	基準を満たさず	問題なし
3	谷中わくわくクラブ	基準を満たさず	基準を満たさず	問題なし
4	新田学園学童保育室	問題なし	基準を満たさず	問題なし
5	東和わくわくクラブ	問題なし	基準を満たさず	問題なし

※ 上記学童保育室において、経緯と今後の対応等について保護者説明会を開催した。

No.	施設名	開催日	参加人数
1	新田学園学童保育室	8月 8日(火)	4人
2	新田学園第二学童保育室		12人
3	さかえっこ学童保育室	8月 9日(水)	8人
4	東和わくわくクラブ	8月10日(木)	2人
5	谷中わくわくクラブ		10人

エ 「問題なし」と報告を受けた学童保育室

No.	施設名	調査項目(ア)、(イ)、(ウ)
1	青井わくわくクラブ	問題なし
2	中島根学童保育室	問題なし
3	ハートアイランド新田学童クラブ	問題なし
4	日の出わくわくクラブ	問題なし
5	日の出第二わくわくクラブ	問題なし

(2) 学童保育室以外の委託業務

ワーカーズコープに委託を行なっている学童保育室以外の事業については「問題なし」との報告を受けた。

No.	事業名	件数	担当所管課
1	子育てサロン事業	2件	住区推進課
2	はじめてのフレイル予防教室事業	3件	地域包括ケア推進課
3	子ども預かり・送迎支援事業	1件	こども家庭支援課
4	養育支援訪問(預かり・送迎支援)事業	1件	
5	養育支援訪問(生活指導支援)事業	1件	

3 ワーカーズコープの調査報告書に対する区の実事確認状況

(1) 学童保育室

ワーカーズコープから提出された調査報告書（一次報告）関係資料の精査を進めているが、確認に必要な資料が不足しているため、8月25日を期限に追加資料の提出を求めている。

(2) 学童保育室以外の委託業務

各事業について、区との契約における仕様書等の条件を満たしているか、8月末を目途に確認作業を行なっている。

4 調査検討会の開催

8月9日に副区長を中心とした調査検討会を開催し、庁内での情報共有と実事確認の進め方を検討した。今後も全庁的な体制により、対応方針を検討していく。

5 今後の方針

(1) 9月末を目途にワーカーズコープの調査報告書に対する区の実事確認を行なう。

(2) ワーカーズコープに対する追加の指名停止等の対応については、区の実事確認の結果に基づき検討する。

(3) ワーカーズコープ以外の事業者についても、適正な職員配置の実施を求めていく。

(4) 再発防止策については、本事案に対する区の実事確認の結果に基づき検討する。